

# 令和4年第1回教育委員会会議記録

令和4年1月27日（木）

## ◎議事日程

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名委員の指名 |   |
| 日程第 2  | 議案第1号      | 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則                                    |
| 日程第 3  | 議案第2号      | 令和3年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定について                        |
| 日程第 4  | 議案第3号      | 令和3年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について                           |
| 日程第 5  | 報告第1号      | 八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について                                    |
| 日程第 6  | 報告第2号      | 第2期八雲町教育推進計画（後期）策定の諮問について                               |
| 日程第 7  | 報告第3号      | 八雲町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について   |
| 日程第 8  | 報告第4号      | 八雲町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について |
| 日程第 9  | 報告第5号      | 八雲町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱の制定について                              |
| 日程第 10 | 報告第6号      | 令和3年度に開催した八雲町成人式について                                    |
| 日程第 11 | 報告第7号      | 図書購入寄附金について   |
| 日程第 12 | 報告第8号      | 教職員の懲戒処分について  |
| 日程第 13 | その他        |   |

## ◎出席者

教育長	土井 寿彦
委員	松永 正実
委員	羽田 圭吾
委員	神原 伸哉
委員	福田 浩子

## ◎出席した説明者

学校教育課長	石坂 浩太郎
学校教育課参事	齊藤 精克
学校教育課長補佐	松浦 真理子

学校教育課施設係長	若山晋悟
社会教育課長	佐藤真理子
社会教育課長補佐	木下智之
体育課長	三坂亮司
熊石教育事務所長	野口義人
図書館管理係長	笹田幸男
図書館奉仕係主任	藤本陽子

【開会 午前9時15分】

### ◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第1回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和4年第1回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

### ◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

本件は、児童生徒の熱中症事故を予防することを目的として、小中学校の長期休業期間について、夏季休業を5日間拡大し、秋季休業を廃止、冬季休業を3日間短縮するための改正であります。

それでは改正内容について、ご説明いたします。

第6条第1項第5号の改正は、夏季休業日について、始期を7月20日から7月15日に、期間を25日以内から30日以内として5日間拡大しようとするものであります。

同項第6号の改正は、秋季休業日を廃止しようとするもので、同項第7号の改正は、冬季休業日について、その期間を23日以内から20日以内として3日間短縮しようとするものであります。

同条第2項及び第3項の改正は、秋季休業日の廃止に伴い、号が繰り上がることによる号番号の改正であります。

附則として、施行期日を、令和4年4月1日からとしております。

以上、議案第1号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 確認ですが、秋季休業の2日が廃止されて、冬季休業の3日間が短縮されることで、夏季休業を5日間延長するというのでよろしかったでしょうか。

○学校教育課長 松永委員おっしゃるとおりで、夏季休業を5日間拡大してその5日間を秋季休業2日の廃止、冬季休業3日間の短縮ということで、年間50日間設定している休業日の変更はございません。以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「令和3年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案第2号令和3年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定について、ご説明申し上げます。2ページをお開きください。

本件は、八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の規則に基づき、令和3年度の候補者、文化分野から1個人1団体、スポーツ分野から1個人2団体、合計2個人3団体について審査するものです。

この表彰は、八雲町少年少女文化・スポーツ表彰規則第2条で八雲町内の小学校、中学校、高校に在学しているものを対象とし、第3条で個人及び団体において、学校教育活動、文化芸術活動、スポーツ分野で優秀な成績をおさめたものに対し奨励表彰を行うことができるとなっております。

また、第7条の規定により表彰基準を設け、表彰基準第2項第1号で、個人では、全道大会で優勝又は全国大会で8位入賞以上、団体では渡島大会・道南大会で優勝、または北海道大会で3位以上の賞を受けたものについて対象とし、同項第2号では、特に成績に顕著なものがあつた場合は表彰することができるかと規定されております。

それではそれぞれの候補者について、ご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

最初に、落部小学校4年近藤千尋さんは、近年のヒグマ被害を広く知ってもらうため、段ボールと風船、紙粘土で迫力ある熊のマスクを作成し、八雲町公民館主催の「アイデア工作展」の町長賞を経て、第67回函館地方児童生徒発明工夫展において、特別賞である函館市長賞を受賞し、さらに北海道大会である「令和3年度北海道青少年科学技術振興作品展」へ進み、北海道小学校校長会会長賞を受賞しました。

また、近藤さんの作品は、全国大会である「第80回全日本学生児童発明工夫展」へ北海道代表の作品の一つとして推薦されております。

次に、熊石小学校5年高野剛琉さんは、第39回北海道小学生陸上競技大会予選会とし

て開催された第56回道新杯春季小学生陸上競技大会小学5年男子80メートルハードルで優勝し、8月15日に函館市で全道大会として開催された日清食品カップ第39回北海道陸上競技交流大会において優勝しました。

なお、この種目は全国大会で競技が行われなため、出場はありません。

次に、八雲高等学校吹奏楽局は、昨年度に引き続き動画審査で開催された第27回日本管楽合奏コンテスト北海道予選大会高等学校S部門において最優秀賞を受賞し、全国大会へ出場し、同部門に出場した20校の中で最優秀賞6校に選出された他、動画配信を視聴した方々の投票による観客投票最多賞を受賞しております。

次に、八雲中学校男子バスケットボールは、令和3年度中体連渡島管内大会で優勝し、第51回北海道中学校バスケットボール大会で準優勝となり、群馬県で開催された第51回全国中学校バスケットボール大会へ出場を果たしました。

最後に、八雲中学校女子バスケットボール部は、八雲中学校男子バスケットボール部同様中体連渡島管内大会で優勝し、北海道大会へ出場を果たしました。

以上、芸術文化関係から2件、スポーツ関係から3件でございますが、いずれも輝かしい成績であり、表彰基準2項第1号並び2号に該当するものとして推薦いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 5件とも大変素晴らしい内容だと思いますが、八雲中学校女子バスケットボール部は渡島大会優勝ということで、この場合も基準に当てはまるということでしょうか。

○体育課長 松永委員おっしゃるとおり、渡島大会優勝の場合も団体の場合は表彰対象となっております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「令和3年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号令和3年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について、説明いたします。議案書5ページをお開き願います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ない、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出、公表することとなっていることから、別冊のとおり報告書を作成するものであります。

別冊の報告書の表紙の裏面をお開き願います。

本年度は令和2年度に実施した事務事業のうち、記載の17の事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとして外部評価による点検・評価を受けたものであります。

本年度点検・評価した事務事業は、学校教育課の「やくも学ジュニア検定」の他、記載の16事業であります。外部評価委員会は、課毎にカッコ内に記載の部会・協議会・審議会・委員会による町民評価であります。

1ページからの個別評価の内容につきましては、報告書を事前配布させていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単であります。議案第3号令和3年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書についての説明といたします。よろしく申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第5 報告第1号

○教育長 日程第5 報告第1号「八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱について、ご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。

教育推進計画策定委員については、八雲町教育推進計画策定委員会条例第3条第1項で委員会は、委員30人以内で組織するとなっております。第2項で委員は、知識経験のある者を教育長が委嘱すると定められており、この度、議案書記載のとおり学校長8名、保護者代表2名、社会教育・図書館関係団体の代表6名、スポーツ関係団体の代表5名、学校給食センター関係団体の代表1名、一般公募の方が1名の計23名の方を委嘱しております。

委嘱日は、昨年12月22日で、当日、第1回策定委員会を開催し、会長及び副会長の選出、今後の策定作業等を確認しております。

委員の任期は、条例第5条で計画を策定し、教育委員会に答申したときまでとなっております。答申は本年11月頃を予定し、作業を進めていくこととしております。

以上、報告第1号八雲町教育推進計画策定委員の委嘱についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

### ◎日程第6 報告第2号

○教育長 日程第6 報告第2号「第2期八雲町教育推進計画(後期)策定の諮問につい

て」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第2号第2期八雲町教育推進計画（後期）策定の諮問について、ご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。

第2期八雲町教育推進計画の前期については、計画期間を平成30年度から令和4年度までの5年間として策定し、様々な教育施策を進めておりますが、令和5年度から始まる後期計画について、先程報告第1号でご説明させていただいたとおり、昨年12月に第1回の策定委員会を開催し、その会議において教育長から策定委員会会長へ計画の策定について諮問しております。

議案書8ページをご覧ください。諮問書になります。

主旨については、21世紀の八雲町を担う子どもたち一人ひとりの個性や特性を伸ばし、新しい時代を創造する豊かな人間性を育むため、八雲町教育の指針となる第2期八雲町教育推進計画（後期）の策定を諮問するもので、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間としております。

以上、報告第2号第2期八雲町教育推進計画（後期）策定の諮問についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

## ◎日程第7 報告第3号

○教育長 日程第7 報告第3号「八雲町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第3号八雲町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について、ご説明いたします。議案書9ページをご覧ください。

本件は、学校における働き方改革を進めるに当たり、八雲町立学校管理規則第7条の2第1項の規定に基づき、教諭等の職務の明確化を図るため、標準的な職務内容等を定めた要綱を制定したものでございます。

それでは、要綱の内容についてご説明いたします。議案書10ページをお開き願います。

第1条では目的を定めており、標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的としております。

第2条では、教諭の標準的な職務の内容及びその例を定めており、議案書12ページにある別表に詳細を示しております。学校の教育活動に関する職務の内容としては、教育課程及び学習指導に関すること、生徒指導及び進路指導に関すること等、学校の管理運営に関する職務の内容としては、学校の組織運営に関すること、学校評価に関すること等、記載のとおり定めております。

10ページにお戻りいただきまして、第3条は主幹教諭、第4条は助教諭、第5条は講師についてそれぞれの標準的な職務の内容を定めております。

第6条は、教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項について定めております。

附則として、施行期日を令和4年4月1日からとしております。

以上、報告第3号八雲町立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 この要綱は、今まであったものの改正でしょうか。または、新しく制定したものでしょうか。

○学校教育課長 このことを定めることになった要因は、中央教育審議会の中で教職員の働き方改革について、様々な検討が進められており、その審議会の答申の中で学校における働き方改革を進めるにあたり、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化を確実に実施するため、それぞれの教育委員会こういった標準的な職務の内容を定めるということになってございまして、それを踏まえて八雲町においても学校管理規則の改正と要綱を定めることとなったものでございます。

○教育長 改正ではなく、新しく制定したということでございます。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。

## ◎日程第8 報告第4号

○教育長 日程第8 報告第4号「八雲町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第4号八雲町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について、ご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。

本件は、学校における働き方改革を進めるに当たり、八雲町立学校管理規則第7条の2第2項の規定に基づき事務職員の校務の運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務内容等を定めた要綱を制定したものでございます。

それでは、要綱の内容についてご説明いたします。議案書14ページをお開き願います。

第1条では目的を定めており、報告第3号と同様でございます。

第2条では、事務職員の標準的な職務の内容及びその例を定めており、議案書15ページにある別表第一に詳細を示しております。

第3条では、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、参画する職務の内容及びその例を定めており、議案書16ページにある別表第二には、優先的に参画することが望ましい職務の例を、17ページの別表第三には、可能な限り行うことが望ましい職務の例を示しております。

14ページにお戻り願います。第4条では、事務職員の職務の遂行に際し校長が留意すべき事項について定めております。

附則として、施行期日を、令和4年4月1日からとしております。

以上、報告第4号八雲町立学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並び

に事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第4号は報告済みといたします。

## ◎日程第9 報告第5号

○教育長 日程第9 報告第5号「八雲町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 報告第5号八雲町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱の制定について、報告いたします。議案書18ページをお開きください。

本件は、令和4年度から新規に導入する八雲町立図書館雑誌オーナー制度の実施要綱を制定したものです。

この八雲町立図書館雑誌オーナー制度は、町内の企業及び団体などに、図書館で取り扱っている雑誌のオーナーとなっていただくものです。具体的には、オーナーとなった雑誌の購入費は企業等に負担いただき、購入した雑誌を図書館に寄贈していただきます。そしてオーナーとなった企業等については、その雑誌のカバーをはじめ、主に図書館内での周知を図るものです。

最初に、この制度を導入することとした経緯ですが、近年減少しつつある図書館の利用者数や貸出数を増やしていきたいと考え、現在も図書館において、様々な事業等を実施しているところです。さらに、広く多くの町民の皆さんに図書館を知って利活用してもらうために、町民の皆さんに図書館に関わっていただく1つの方法として、道内でも複数導入実績のあるこの制度を当町でも取り組むこととしたものです。

それでは、議案書19ページからの実施要綱の内容についてご説明いたします。

第1条・第2条では、趣旨・目的を定めており、この制度により多くの雑誌を所蔵して町民に対する図書館サービスの充実をはかることを目的としています。

第3条は、最初に説明しました制度の具体的な内容について定めております。

第4条は、雑誌オーナーとなる方の要件で、町内の企業及び団体を対象とし個人は対象といたしません。

第5条は、オーナーとなっていただいた企業等の具体的な周知方法を示したもので、雑誌カバーや図書館内での掲示、図書館だよりやホームページへの掲載、オーナーの事業所での掲示物として定めております。

議案書20ページ第6条は、雑誌の選定については図書館が作成した雑誌リストから選んでいただくこととしております。

第7条は、寄贈期間で基本的には4月からの1年間とするものですが、年度途中からの参加も可能です。

第8条は、雑誌が年度途中で休刊または廃刊となった場合の取り扱い、議案書21ページ第9条及び第10条はオーナーの申込や決定、第11条は雑誌の購入先と支払方法、第13条はオーナーの取消について、それぞれ定めています。

第12条は、寄贈された雑誌の所有権に関して図書館に帰属することとし、保存年限終



了後の取り扱いは、現在図書館にある雑誌と同様とします。

第14条・15条では、この要綱になり事項が生じた場合にはその都度図書館とオーナーが協議して決めることを定めています。

なお、この要綱は令和4年4月1日から施行することとします。

以上、簡単ではございますが、八雲町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱の制定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 他の市町村でも先行して実施しているところもあるという説明でしたが、そこは効果が出ているのでしょうか。

○図書館奉仕係主任 道内での実施状況ですが、全道で17の図書館が同じような制度を導入しています。最もうまくいっている例としては滝川市の図書館で、購入雑誌の内のおよそ半分をこの制度で賄っていると聞いています。

半面、オーナー集めに苦勞する図書館もあるということで、そういったところではオーナー制の周知徹底が課題であるとあげていました。

○教育長 滝川市は、「勝手に選書」という取組を行っていることが先日テレビでも紹介されていきました。コロナ禍ということでなかなか図書館を利用いただけないこともあり、例えばミステリー小説が借りたいという人がいれば、図書館司書がそのジャンルの中から本を選書し、貸し出すというような取組のようです。

是非ともいろいろな企業にご協力いただいて、事業所や待合室などにポスターを掲示させていただいて、図書館、企業のPRになればと考えてございます。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第5号は報告済みといたします。

## ◎日程第10 報告第6号

○教育長 日程第10 報告第6号「令和3年度に開催した八雲町成人式について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 報告第6号令和3年度に開催した八雲町成人式について、報告いたします。議案書22ページをお開きください。

開催結果については、23ページになります。

今年度は今月2回の成人式を開催いたしました。2回の延期を経て実施した令和3年八雲町成人式は1月9日に開催し、51名が出席しました。

また今年度20歳になる学年が対象者となった令和4年八雲町成人式は1月3日に開催し、新成人88名が出席しております。

開催年別出席状況については、今回も含めて過去5年間分を掲載しております。

令和3年成人式については、出席率は31.9パーセントですが、2回の延期が影響していると思われます。令和4年成人式の出席率は59.1パーセントです。

また、それぞれの成人式において記念公演を行い、八雲町に縁のある方による講演会を行い、成人者にとってより身近な存在からエールを送っていただきました。

なお、この2回の成人式の開催にあたっては、年末に新型コロナウイルスの変異株の広

がりが国内で見られ、その感染力や特性が不明であり、その後の収束が見通せない状況が続いていたことから、成人式に参加する成人者及びご家族の方全員に事前に抗原検査を受けていただきました。

以上で、令和3年度に開催した八雲町成人式についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 令和2年度成人の方々は、再延期となり5月に決まった時点では中止にしてはどうかとも思いましたが、1月9日には51名の方が出席し、結果的には開催して良かったと思っています。

今回の成人式が、実質的には熊石と合同で開催した初めての成人式になったと思います。1月9日は熊石の方は1名も参加しなかったようですが、3日は何人くらいの方が出席したのでしょうか。

○社会教育課長 成人式の地域別出席者の状況ですが、1月9日開催の成人式については、松永委員おっしゃるとおり八雲地域の中学校卒業生のみでした。1月3日開催の成人式については88名出席者がおりましたが、熊石第一中学校、熊石第二中学校卒業生は5名出席しております。

なお、この年の卒業生は17名で、そのうちの5名が出席したということです。

○松永委員 わかりました。熊石地域の方からは今回の成人式について何か声は上がっていないのでしょうか。

○野口所長 熊石教育事務所には、今のところ改めて町民からの意見などは届いておりません。送迎バス等の準備もしておりましたので、参加した5名のうち1名がバスを利用しましたが、それ以外の方々はお親が対応したようです。

○神原委員 参加者の中からは、先に成人になった方が9日で、後輩がその前の3日の成人式ということで、成人式の順番がどうなのかということは話題になったと聞いています。

○教育長 事務局からそのことに関して説明していただけますか。

○社会教育課長 今年1月に2年分の成人式を開催させていただきましたが、順番で言うと早い学年が先に実施して次の学年が2番目と思われる方もいると思いますが、これまでずっと1月3日に成人式を実施してきた経緯から、今年二十歳になる対象者の皆さんが、もう既に1月3日で着付けなど予約をしているということも成人対象者から聞いておりましたので、この日付けを変更すると混乱を生じると考え、このように開催させていただきました。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第6号は報告済みといたします。

## ◎日程第11 報告第7号

○教育長 日程第11 報告第7号「図書購入寄附金について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館管理係長 報告第7号図書購入寄附金について、ご説明いたします。議案書24ページ、25ページになります。

昨年の令和3年12月3日、八雲ライオンズクラブ様より図書購入費として10万円の寄附金贈呈があり、児童書対象に購入図書の選定を進めております。

25ページにありますように、昭和46年を始めに当該寄付は44回を数え、金額にして435万円、購入冊数も前年度末累積3,471冊にのぼり、蔵書充実の支えとして広く利用者閲覧に供するよう、有効活用に努めてまいります。

以上、報告第7号図書購入寄附金についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第7号は報告済みといたします。

### ◎日程第12 報告第8号

○教育長 日程第12 報告第8号「教職員の懲戒処分について」を議題といたします。

なお、本件は、個人情報を含む案件となっていることから、八雲町教育委員会会議規則第20条第1項ただし書きの規定により、秘密会としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 それでは、秘密会とします。

○教育長 秘密会を解きます。

### ◎日程第13 その他

○教育長 日程第13 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年第1回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前11時05分】